



幕別町行政区設置条例に関する陳情書

令和元年 11 月 28 日

幕別町議会議長

寺 林 俊 幸 様

住みやすいまちづくりを考える会

会 長 高 橋 勉

住 所 幕別町札内北町 131-18

電 話 0155 - 56 - 1703

平素より議会運営にご尽力されておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、2020年4月の地方公務員法改正に伴う公区长制度のあり方について、公区长を私人として報酬を支払う制度に変更すると一部報道されましたが、費用の抑制を求める法改正の目的に合致せず、公人を私人として報酬を支払う手法に啞然とすると同時に憤りを禁じえません。私人に公金を投入する必要性及び行政区条例の趣旨について、一度白紙にもどし町民の意見を十分に聴取し、時代に合った制度設計として今一度議論していただき、幕別町行政区設置条例の大幅な改正又は撤廃を検討されますよう、ここに陳情書を提出いたします。

記

- 1、 条例は町行政執行上必要な事項を行う目的で行政と公区长の関係を定めたもので、住民との自由闊達な意見交換に結びつかず、町発展を阻害している。
- 2、 現在、公区长が行政の執行について建議し、諮問に応じる課題に直面するとは思われず、住民に馴染むものでなく過度の不安を仰ぎ、なり手不足に拍車をかけている。
- 3、 行政区の事務処理は地域に任せることでボランティア精神が芽生え、地域の活性化につながる。

- 4, 公区長業務の大半は町職員が行う業務であり、一部の項目は地域自治組織で対応することにより、個人報酬の必要はなく公金の削減につながる。
- 5, 地方公務員として職務規程を定めているが、私人になることにより服務規程は該当しない。

全ては町行政遂行のためであり、住民と行政の直接関係に関する事項は一切含まれておらず、今後は若者の力を引き出す方策が必要で、公区長を代表とする現状において、民主的ではなく、効率的ともいえず、条例の目的からかけ離れた存在になりつつあります。

